



この挑戦が、未来となる。

ちゅうぎんフィナンシャルグループ



中国銀行

NEWS RELEASE

令和6年3月29日

株式会社 中国銀行

ちゅうぎんポジティブ・インパクト・ファイナンスの実行について

中国銀行（岡山市北区丸の内一丁目15番20号 頭取 加藤 貞則）は、3月29日（金）に、岡山県貨物運送株式会社に対し、『ちゅうぎんポジティブ・インパクト・ファイナンス（※）』（以下、「本ファイナンス」）を実行しましたのでお知らせします。当行では、お取引先のSDGs・ESG経営をサポートするため、令和5年4月から本ファイナンスの取扱いを開始しております。

本ファイナンスにかかるインパクト評価は中国銀行がおこなっており、評価およびインパクトファイナンス実施体系が国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が公表している「ポジティブ・インパクト・ファイナンス原則」に適合していることについて、株式会社日本格付研究所（JCR）より第三者意見を取得しています。

岡山県貨物運送株式会社は社是三則を企業理念として掲げており、本ファイナンスを通じて複数のKPIを設定し、持続可能な環境・社会の実現を目指します。

当行では、今後も、幅広い金融サービスの提供とコンサルティング機能の発揮を通じ、持続可能な地域社会の実現に取組んでまいります。

※『ちゅうぎんポジティブ・インパクト・ファイナンス』
お取引先の企業活動が環境・社会・経済に与えるプラスの影響（ポジティブ・インパクト）とマイナスの影響（ネガティブ・インパクト）を当行が包括的に特定・評価・モニタリングし、当該企業活動の継続的な支援を目的とした融資。



【導入企業およびポジティブ・インパクト・ファイナンスの概要】

- ・会社名：岡山県貨物運送株式会社
- ・所在地：岡山市北区清心町4番31号
- ・代表者：原田 和充
- ・業種：貨物自動車運送事業
- ・融資額：1,647百万円
- ・実行日：令和6年3月29日（金）
- ・融資期間：5年

以上



第三者意見書

2024年3月29日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

岡山県貨物運送株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社中国銀行

評価者：株式会社中国銀行

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社中国銀行（「中国銀行」）が岡山県貨物運送株式会社（「岡山県貨物運送」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、中国銀行による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。中国銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、中国銀行にそれを提示している。なお、中国銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。岡山県貨物運送は会社法の定義する大企業に該当するが、サステナビリティについての開示情報のレベルやサステナビリティ体制の強度などを総合的に勘案し、中小企業向けのインパクト分析ツールを活用してインパクト評価を行った。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。



- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7% を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9% にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

中国銀行は、本ファイナンスを通じ、岡山県貨物運送の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、岡山県貨物運送がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

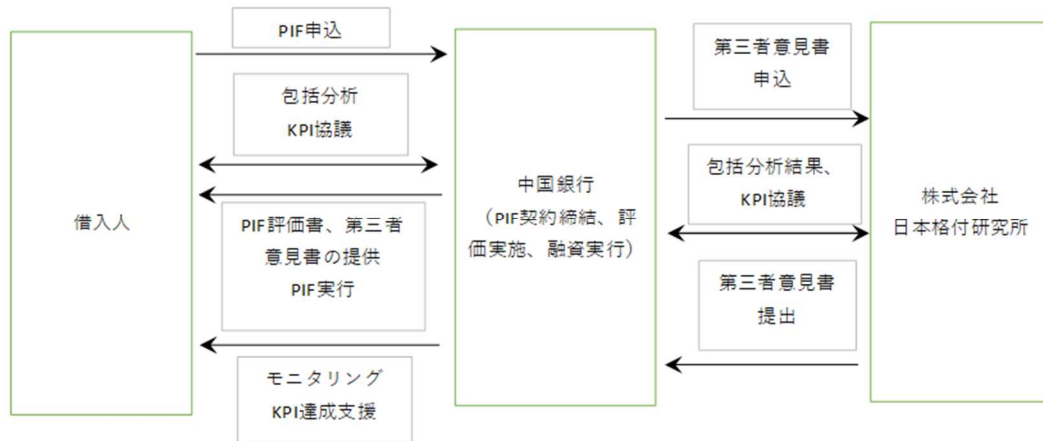
JCR は、中国銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016 年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



JCR Sustainable PIF for SMEs

(1) 中国銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：中国銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、中国銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、中国銀行は分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て中国銀行が作成した評価書を通して中国銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、中国銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である岡山県貨物運送から貸付人及び評価者である中国銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

望月 幸美

望月 幸美



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：岡山県貨物運送株式会社

2024年3月29日

株式会社中国銀行 ソリューション営業部

株式会社中国銀行（以下、「中国銀行」という）は、岡山県貨物運送株式会社（以下、「岡山県貨物運送」という）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下、「本ファイナンス」という）を実施するにあたって、岡山県貨物運送及び岡山県貨物運送グループの活動が、社会・環境・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所（以下、「JCR」という）の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的な考え方」に基づき実施しています。

目 次

1. 本ファイナンスの概要
2. 評価対象の概要
 - 2-1. 基本情報
 - 2-2. 主な事業内容
 - 2-3. 各事業の活動内容
 - 2-4. グループの経営方針
 - 2-5. SDGs への取り組み
 - 2-6. 安全への取り組み
 - 2-7. その他の取り組み
3. UNEP FI のインパクト分析及びインパクト特定の概要
4. 設定・測定する KPI と SDGs との関連性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング方針
7. 総合評価

1. 本ファイナンスの概要

企業名	岡山県貨物運送株式会社
契約期間	2024年3月29日～2029年3月31日
金額	1,647,000,000円
資金使途	運転資金
モニタリング期間	5年間

2. 評価対象の概要

2-1. 基本情報

会社名	岡山県貨物運送株式会社
本店の所在の場所	岡山県岡山市北区清心町4番31号
代表者の役職氏名	代表取締役社長 原田 和充
創業	1943年3月31日
資本金	2,420,600千円
従業員数	2,037人(2023年3月31日現在)
売上高	33,063,445千円(2023年3月31日現在)
事業内容	1.貨物自動車運送事業 2.貨物利用運送事業 3.倉庫業 4.航空運送代理店業 5.通関業 6.産業廃棄物収集運搬業 7.付加価値通信サービス及びデータベースサービスの提供 8.コンピュータによる情報処理ならびにソフトウェアの開発及び販売 9.荷造梱包業 10.損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 11.労働者派遣事業
沿革	1943年 岡山県下のトラック業者79社を統合して資本金7,000千円で設立し自動車運送事業を開始 1950年 通運事業を開始 1952年 福山～大阪、岡山～米子等の路線事業を開始 1959年 大阪～京都間の路線事業を開始 1963年 京都～名古屋間の路線事業を開始 1965年 名古屋～東京間の路線事業を開始 1966年 広島～久留米間の路線事業を開始 1969年 創立時より系列関係にあった日本通運株式会社の保有する当社全株

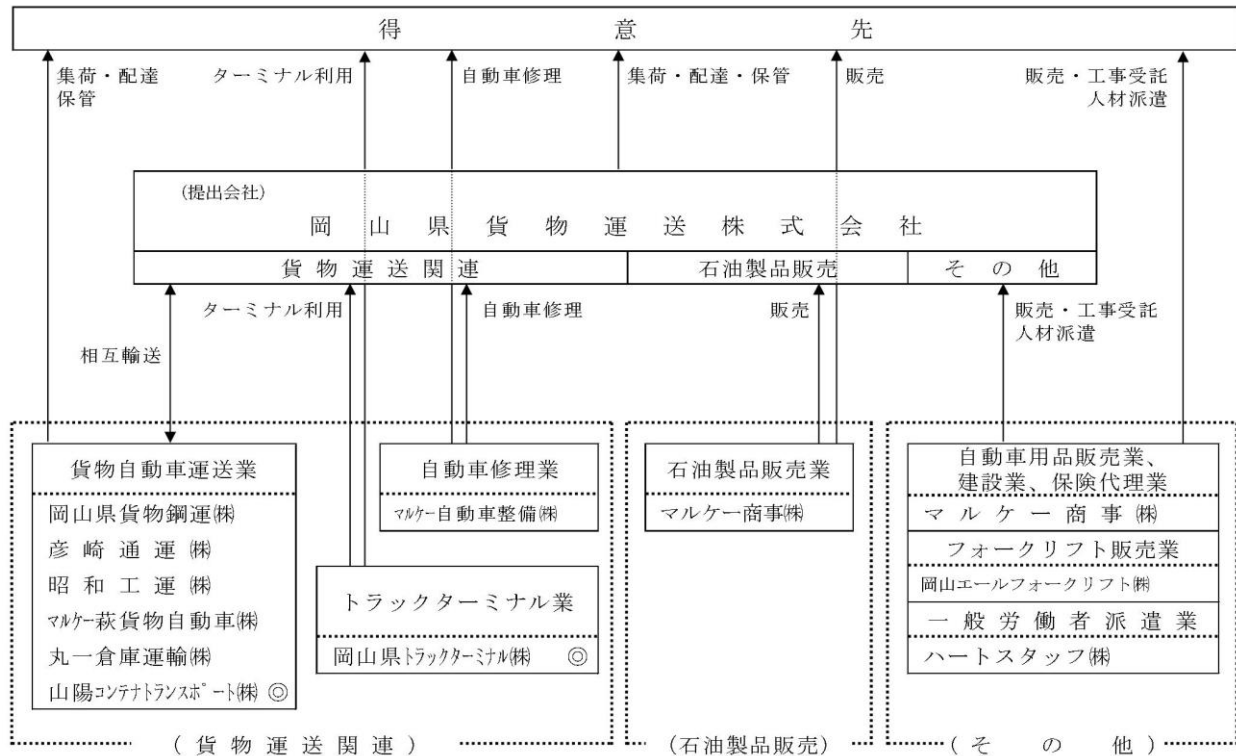
	式を譲渡
	岡山～高知間の路線事業を開始
1970年	倉庫事業を開始
1971年	マルケ-商事株式会社を設立（現連結子会社） マルケ-自動車整備株式会社を設立（現連結子会社）
1972年	岡山県貨物鋼運株式会社を設立（現連結子会社）
1973年	久留米～熊本間の路線事業を開始
1977年	ハート宅配便を開始
1978年	北九州～大分間の路線事業を開始
1981年	彦崎通運株式会社を買収（現連結子会社）
1984年	航空貨物運送事業を開始 高松～松山間の路線事業を開始 全店オンラインシステム完成
1985年	高松～鳴門～淡路～神戸間の路線事業を開始
1988年	航空運送代理店業を開始
1992年	当社株式を大阪証券取引所市場第二部に上場
1998年	通関業務を開始 産業廃棄物収集運搬業務を開始
2000年	当社株式を東京証券取引所市場第二部に上場
2001年	尼崎支店で医薬品保冷輸送サービスに関する品質保証システム「ISO9002」の認証を取得
2003年	尼崎支店で医薬品保冷輸送サービスに関する 2000年版品質保証システム「ISO9001」の認証を取得
2005年	オカケスタッフサービス株式会社を設立 （現連結子会社、ハートスタッフ株式会社へ商号変更） 特定信書便事業を開始
2007年	大阪証券取引所上場廃止
2009年	山陽コンテナトランスポート株式会社を設立（現関連会社）
2010年	丸一倉庫運輸株式会社を買収（現連結子会社）
2012年	伯備主管支店に高梁営業所を統合し総社主管支店として開始
2018年	倉敷主管支店に総社主管支店を統合し総社主管支店は総社支店に名称変更
2021年	本社新社屋竣工
2022年	名古屋主管支店に名古屋北営業所を統合 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第二部からスタンダード市場へ移行

2-2. 主な事業内容

岡山県貨物運送の企業集団は子会社 9 社及び関連会社 2 社で構成され、貨物輸送並びにこれらに付随する事業を主体に石油製品販売事業、その他事業を行っている。

事業の系統図は以下のとおりである。

<事業の系統図>



出所：岡山県貨物運送 第 111 期有価証券報告書

(注) 1. 子会社は全て連結している。

2. ◎関連会社（岡山県トラックターミナル(株)、山陽コンテナトランスポート(株)）は持分法を適用している。

また、連結セグメント別売上高（2022年度）は以下のとおりである。

<連結セグメント別売上高>

セグメント	内容	売上高 (単位：百万円)	構成比率 (単位：%)
貨物運送関連	貨物自動車運送業 自動車修理業	36,543	95.0
石油製品販売	石油製品販売業	1,063	2.8
その他	自動車用品販売業 建設業 保険代理業 フォークリフト販売業 一般労働者派遣業	867	2.2
合計		38,473	100.0

※売上高は百万円単位未満を切り捨て、セグメント間の取引については相殺消去。

2-3. 各事業の活動内容

岡山県貨物運送グループ会社一覧、セグメントは以下のとおりである。

<グループ会社 一覧>

セグメント	会社名
貨物運送関連	岡山県貨物運送(株) 岡山県貨物鋼運(株) 彦崎通運(株) 昭和工運(株) マルケー萩貨物自動車(株) 丸一倉庫運輸(株) 山陽コンテナトランスポート(株) マルケー自動車整備(株) 岡山県トラクターミナル(株)
石油製品販売	マルケー商事(株)
その他	マルケー商事(株) 岡山エールフォークリフト(株) ハートスタッフ(株)

(1) 貨物運送関連 部門

岡山県貨物運送グループの主要な業務であり、岡山県貨物運送及び子会社 5 社が従事しており市場ニーズに対応した輸送品質を開発して幅広いサービスを提供している。また、子会社で自動車修理部門、関連会社でトラックターミナル業、貨物利用運送事業を営んでいる。

<本社 外観>



出所：岡山県貨物運送 HP

・貨物運送関連の内容

物流サービス内容	特徴
積合せ便	トラック 1 台に複数の顧客の荷物を混載、定期便として幹線輸送を行う。食品から工業製品までの多品目を扱うことから、熟練した輸送技術が求められる。
貸切便	車両を提供し、顧客の事業所や目的地まで直行する。短時間配送が可能。
ルート配送便	多数の顧客や多店舗に向けて毎日、定時に特定のルートに沿った配送を行う。
医薬品専用便	医薬品専用輸送約 40 年の中で徹底された温度・製品管理に基づく配送フローを構築し、国内外の約 50 のメーカーと取引。ISO9001 取得。
3PL・保管流通倉庫	路線業務のプラットフォームに併設された倉庫により、保管・流通加工・配送の一貫サービスで物流業務の合理化をサポート。

静脈物流	最終消費者が使用した後の製品、商品をリユース、リサイクルする目的で集荷し、再資源化拠点まで運搬。 家電リサイクル法の指定取引場所を1都8県15カ所に設置。
ハート引越便	事務所移転から引っ越しまで、幅広く対応。
国際貨物輸送	水島港、山陽地区を中心に国際物流等業務をワンストップで手配。 岡山空港内に貨物基地を整備。陸・空・海を問わず対応可能。
利用運送 (鉄道・航空輸送)	鉄道・航空・トラックによる一貫したサービスを提供。 全国のJR貨物とタイアップし、モーダルシフトで環境に配慮した輸送による環境保全への貢献と、確実に効率的な輸送を実現。
ハート産直便	全国から独自に選定した地域の名産をウェブサイト等で販売し、産地から直送で提供。
JITBOXチャーター便	JITBOX(内寸104cm×104cm×170cm・最大積載重量500kg)単位で集荷、物量に見合うコストで指定時間の配達が可能。

・保有車両台数（2022年度末時点）

サイズ	大型車	中型車	小型車	フォークリフト	その他	合計
保有台数	872台	966台	264台	340台	68台	2,510台

・営業拠点

	主管支店	支店	営業所	その他	合計
拠点数	13カ所	21カ所	34カ所	5カ所	73カ所

(2) 石油製品販売 部門

子会社のマルケー商事(株)が出光興産(株)の代理店としてグループ各社並びに得意先に対して石油製品の販売を行っている。

(3) その他 部門

子会社のマルケー商事(株)が自動車用品の販売、建設及び保険代理業を営んでいる。また、岡山エールフォークリフト(株)がフォークリフト販売業を営んでおり、ハートスタッフ(株)が一般労働者派遣業を営んでいる。

2-4. グループの経営方針

(1) 経営方針

岡山県貨物運送グループは、運送事業を中核とした総合物流サービス業を目指し、広く地域社会に貢献し、公共の福祉に寄与することを使命としている。岡山県貨物運送グループの提供するサービスが、顧客に信頼され、産業活動の発展に寄与し、株主、取引先、従業員等すべての人々の期待に応えることを経営理念としている。

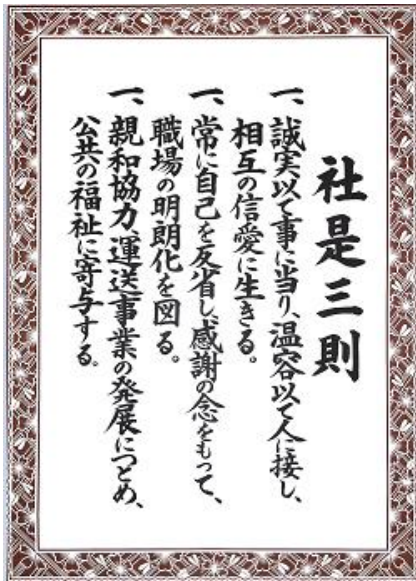
(2) 企業理念

岡山県貨物運送の企業理念は、1954年に当時の石松吉之丞社長の発案により制定された経営理念「社是三則」及び企業行動規範「はこびの道」を原点としており、日常の行動指針である「オカケングループ行動指針」からなっている。

社是三則 …… 創業の精神とも言べき心構えを表したもの

はこびの道 …… 企業として何をよりどころとし、何をを目指すのかを表したもの

行動指針 …… 日常の行動の中で、社員としての考え方やあるべき姿を表したもの



出所：岡山県貨物運送 HP

・オカケングループ行動指針

全ての事業活動において関係法令を遵守するとともに、高い倫理観と責任をもって誠実に職務を遂行するための指針として、以下のとおり、11の行動指針を定めている。

1.顧客サービス	7.人権の尊重
2.情報の管理	8.安全衛生
3.機密情報・財産の管理	9.環境保全
4.会社情報の開示	10.社会貢献
5.インサイダー取引の禁止	11.反社会的勢力への対応
6.公正な取引	

(3) サステナビリティ基本方針

岡山県貨物運送グループは主としてトラックによる貨物輸送を担う企業グループであり、事業活動により生じる環境への負荷を低減し、サステナブルな社会構築に向けた取り組みを行うことが最重要課題の一つであることを認識し、ステークホルダーとともに、輸送サービスによる様々な業種のサプライチェーンへの貢献と持続可能な社会の形成を目指し、下記「サステナビリティ基本方針」を定めている。

<サステナビリティ基本方針>

- ・お客様に高い品質とサービスを提供します。
- ・基本的人権と公正・適正な取引を尊重し、事業に関わるすべての人たちが活躍し、働き甲斐のある事業活動を推進します。
- ・事業活動のあらゆる面で環境に関する法令を遵守し、省エネルギー・省資源等、自らの事業活動によって生じる直接的な環境負荷の低減に取り組みます。
- ・地域社会との密接な連携と協調のもとに、防災対策、災害復興支援活動等の社会貢献活動を行います。

2-5. SDGs への取り組み

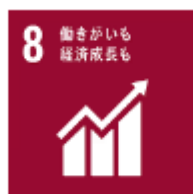
「SDGs」は、2015年9月に国連会議で採択された、2016年から2030年の15年間で達成すべき「持続可能な開発目標」である。国連に加盟している全193カ国が参加しているこの取り組みは、17の目標と169のターゲットで構成されている。

岡山県貨物運送では、地球上のほぼすべての国が採択した国際目標に対し、2030年以降も"持続可能な社会"を実現させ続けるため、積極的な取り組みを行っている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(1) 働き方改革



・ペーパーレス化(帳票類の電子化)の推進

岡山県貨物運送では、資料の PDF 化・データ化はもちろん、電子帳票システムを導入し、社内帳票のペーパーレス化と託送量の軽減に取り組んでいる。2023 年 12 月までに 240 の社内帳票のうち、171 帳票を電子帳票システム化し、60 帳票を廃止している。

また、2021 年 5 月の新社屋への移転を機にプリンター台数を削減し、多用途の複合機の新設したことで、資料の PDF 化とコピー用紙の使用枚数削減を更に推進している。

・各種申請書の印鑑レス・省力化、情報の集積・活用

岡山県貨物運送では、各種申請書による手続きを電子化・ワークフロー化することで、印鑑レス化と省力化を進めている。

現在、ワークフロー化対象の全 32 案件の内、荷物事故の報告、ハンディターミナル(※¹)の修理、コミュニケーションシート(※²)など 26 の申請書のワークフロー化を達成している。今後、システム部への依頼案件等残り 6 案件は 2025 年度までにワークフロー化し、社内を「判子社会」から「電子申請社会」に変革していく。

(注) ※¹ ハンディターミナル：片手で持てるサイズのデータ収集端末。荷物のデータ読み取り・送受信等を行う。

※² コミュニケーションシート：上司と社員間のコミュニケーション・ツール。社員個々の悩みや将来に向けての考え方などを把握し、人材マネジメントに活用する。年 1 回実施。

・Web 会議の拡張

岡山県貨物運送では、2020 年度以降、新型コロナウイルスによる影響を受けて、Web 会議の導入が進んでいる。資料の PDF 化に伴うペーパーレス化が進むと同時に、定例会議(主管支店長、総務課長等が参加)をリモート会議にしたことで、出張回数も削減することができている。コロナ禍からの脱却が進んだ現在も、社内のみならず顧客や取引業者との Web 会議を推進することで、社内外の省エネ化と業務効率化をはかっている。

(2) 環境への取り組み



・エコドライブの推進

エコドライブ(ECO DRIVE)とは「ECOLOGY DRIVE」と「ECONOMY DRIVE」を掛け合わせた造語であり環境に配慮した運転方法により環境保護、資源保護、経済的利益、さらに穏やかな運転を心がけることによる安全性も追及しようとする運動に由来している。すなわち、エコドライブは単にエネルギー消費の節減や経済メリットを追及するだけでなく、排出ガスの抑制、事故防止、経営コスト削減など、「環境」「安全」「経営」の3つの効果を期待するもので、運送業界の環境対策の中でも重要な取り組みとして位置づけられている。

岡山県貨物運送では外部講師による講習や社内研修、ベテランドライバーによる添乗指導を行って乗務員のレベルアップを図り、また燃費向上率の数値目標(対前年比)を設定し、その目標に向かってドライバー全員が努力している。

・低公害車の導入

物流の中核を担う事業用トラックの多くが、耐久性や整備の容易さ、燃料コストなどの理由からディーゼルエンジンを搭載している。ガソリンエンジンに比べて熱効率が高く、低燃費なのが魅力である。しかし一方で、ディーゼル車からのPM(粒子状物質)やNOx(窒素酸化物)などの排出ガス問題がクローズアップされている。このような状況を背景に、現在、日本の排出ガス規制は世界でもトップクラスの厳しい水準にあるといわれている。

このような社会情勢に応えるため、岡山県貨物運送では2022年10月にEV(電気自動車)トラックを導入しており、EVの導入台数は2023年12月現在で、小型トラック1台、軽バン1台である。化石燃料を燃焼させるエンジンを持たないため、走行時にCO₂(二酸化炭素)やNOx(窒素酸化物)を含む排出ガスを出さない、ゼロ・エミッション車である。

岡山県貨物運送では、自家用車を含め約2,500台の自動車を保有している。様々な技術革新によって生み出される、環境にやさしい車両の導入を、今後も積極的に進めていく方針である。



・天然ガス (CNG) 車の導入

岡山県貨物運送では環境対策のひとつとしてCNG車を積極的に導入しており、導入台数は2023年12月現在で23台である。

CNG車は都市ガスとして、家庭にも供給されている天然ガスを圧縮して使用する車であり、酸性雨などの原因となるNOxの排出量が少なく、呼吸器疾患の原因となる黒煙やPMをほとんど排出せず、また地球温暖化の原因となるCO₂の排出量をガソリン車やディーゼル車より低減でき、地球温暖化防止に貢献できる。



・モーダルシフトへの取り組み

現在、各国、各地域でモーダルシフトをいかに進めるかが、世界的に注目されている。国内の貨物輸送の輸送機関分担比率を見ると、トンキロベースで約 60%がトラック輸送であり、鉄道輸送は約 5%(*国土交通省HPより)に過ぎない。

モーダルシフトは、こうした輸送手段の偏りを解消し、トラック輸送と、船舶や鉄道などの、より大量に運ぶことが出来る輸送手段とを組み合わせることで、輸送効率の向上を図ることができる。

岡山県貨物運送では、鉄道でのコンテナ輸送などを利用しており、CO2 等の削減による環境面だけでなく、道路渋滞の緩和、交通事故の減少などの社会面にも多くのメリットがあるモーダルシフトを、積極的に推進している。

・クールビズの取り組み

岡山県貨物運送では温暖化対策の一環として、期間を設定し、クールビズに取り組んでいる。

・CO2 の排出削減目標

岡山県貨物運送グループのCO2 排出量の算定対象範囲は、グループの中でも売上高 90%以上を占める貨物運送業を行う企業 6 社を設定している。

(岡山県貨物運送株式会社、岡山県貨物鋼運株式会社、彦崎通運株式会社、昭和工運株式会社、マルケー萩貨物自動車株式会社、丸一倉庫運輸株式会社)

岡山県貨物運送グループにおける CO2 排出量は Scope1 が大半を占めており、その中でも大型トラックにおける比率が 7 割を占めている。経済産業省では、2030 年以降で FC 大型トラックの普及が示されているため、2030 年までには大型トラックの FC 化以外の対策を進めながら、2019 年度比で 20%削減達成を目指している。

<CO2 排出量データ>

(単位：t-CO₂)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
Scope1	64,348	61,796	61,364	59,634
Scope2	7,006	4,581	4,257	3,326
Scope1 + 2 計	71,354	66,377	65,621	62,960

<2022 年度排出量>

(単位：t-CO₂)

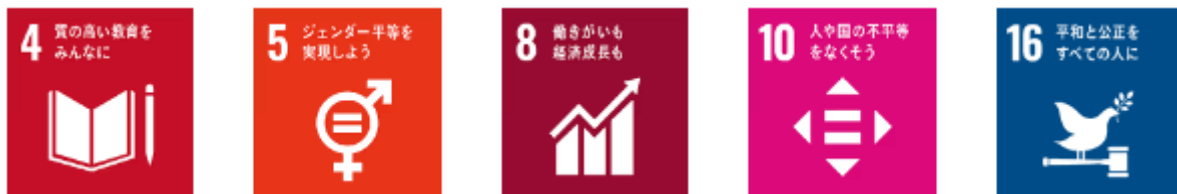
		排出量	比率
Scope1 内訳	小型トラック	1,190	2%
	中型トラック	10,706	17%
	大型トラック	44,608	71%
	乗用車	595	1%
	フォークリフト	2,379	4%
	その他	157	0%
Scope2		3,326	5%
Scope1 + 2 計		62,960	100%

設定した排出削減目標を達成するため、以下の取り組みなどを検討及び推進し、持続可能な社会に貢献していく。

<CO2 排出削減の主な取り組み>

取り組み	概要
低公害車両への切り替え	<ul style="list-style-type: none"> ・EVトラック・FCVトラックの導入 ・2050年に向け、FCV 大型トラック等の技術発展を鑑みた車両導入計画の作成
積載率向上	<ul style="list-style-type: none"> ・積載率向上に資するシステムの導入
燃費向上	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブの推進 ・ルート最適化に資するシステムの導入
モーダルシフト	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、船舶への輸送切り替え
省エネの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・LED への切り替え
再生可能エネルギーへの切り替え	<ul style="list-style-type: none"> ・PPA による太陽光発電設備の導入 ・再生可能エネルギー由来電力の購入
カーボンクレジットの購入	<ul style="list-style-type: none"> ・目標に対し不足している CO2 削減量のカーボンクレジットを購入

(3) ダイバーシティへの取り組み



・職場における女性の活躍推進

岡山県貨物運送では、2017年2月に本社の各部室から1~2名をメンバーとして選出した「女性委員会」を立ち上げ、「女性のキャリアアップ」や「女性から見た働きやすい職場」など、労働意欲や職場・雇用環境について意見交換をしたり、女性社員が将来の目標やキャリア形成を考える懇談会を随時開催している。

また下記施策などを実施し、女性の活躍を促進する風土作りや職場環境の構築にも取り組んでいる。

・施設の新築・改築に際し、女性に配慮した更衣室やトイレの整備
・女性リーダー研修の開催（2024年2月17日に初開催し、今後年1回開催予定）
・女性の育児休業後、小学校卒業まで時短勤務が可能

(4) 地域・コミュニティの発展への取り組み



・グリーン作戦に参加

岡山県貨物運送では、社内だけでなく、会社周辺の清掃活動にも積極的に取り組んでおり、本社だけでなく、各支店で行っている。また、小さな親切運動（※）の岡山県本部に加入し、年1回の大規模なグリーン作戦にも参加している。

（注）※ 小さな親切運動：「小さな親切」を前提とする社会道義の確立に寄与することを目的に、次世代を担う青少年を初め広く国民の間に「小さな親切」の心を育てる活動を行っている。

(5) すべての人に健康を



・日赤血液センターを通じて献血を実施

岡山県貨物運送では、年に2・3回、岡山県赤十字血液センターを通じて、会社全体で献血に協力している。特に10月9日は「トラックの日」ということで、献血への協力をより推進する日にしている。

・「健康経営宣言」を制定

岡山県貨物運送では、全従業員の健康が全ての基盤であるとの認識の下、健康第一の職場風土の醸成、豊かな社会実現の為の自律的な健康保持増進活動を心掛け、また一人ひとりが健康で意欲的に働きいつまでも元気で生活することが出来ることが重要と考え、「健康経営宣言」を制定し下記の事項に取り組んでいる。

<健康経営への取り組み>

- | |
|--|
| <p>1. 健康課題、その他問題点への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 健康増進、生活習慣病等の予防対策と改善 2) メンタルヘルス不調等のストレス関連疾患の予防 3) 労働時間の適正化とワークライフバランスの確保 <p>2. 健康経営を通じた会社の姿勢、目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 従業員の健康意識の向上と会社からの情報発信 2) 従業員の健康保持と魅力ある職場環境 |
|--|

<取り組み施策>

<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康経営宣言を社内外に発信致します。 2. 健康管理に関連する法令を遵守致します。 3. 健康診断を実施し従業員が受診しやすい環境を作り受診率 100%に取り組みます。 4. ストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調等の予防管理を致します。 5. 労働時間短縮、休暇取得日数増によるワークライフバランスの推進に取り組みます。 6. 最高責任者を社長、推進責任者を労務担当役員とし、人事部を中心に推進体制を構築。経営会議等を通じ、社内関係部署、労働組合や安全衛生委員会を始め社外の産業医等とも連携し、健康経営宣言の達成に向けて推進していきます。

・労働環境改善への取り組み

① 労働時間短縮

岡山県貨物運送の平均時間外労働は年間 332.4 時間（2022 年度）であり、運送業界全般で運転手確保、労働時間削減が課題となっている。当社では、下記施策などにより時間外労働の削減に取り組んでいる。

・勤怠管理システムの活用による業務の効率化
・経営会議の資料等を通じ、各拠点の上司や人事担当から残業時間削減の継続的呼びかけ
・運転乗務員の採用を増加
・運行の見直しや荷役分離により、作業時間を短縮

また、年間休日は 108 日（2022 年度）であり、国内企業平均の 2023 年 110.7 日、2022 年 107.0 日（出典：厚生労働省就労条件総合調査）と同水準である。

② 有給休暇取得

岡山県貨物運送の有給休暇取得日数は、8 日（2022 年度）であり、国内企業平均の 2023 年 10.9 日、2022 年 10.4 日（出典：厚生労働省就労条件総合調査）と乖離しており、今後 10 日を目指し改善を図っていく方針である。下記施策などにより有給休暇を取得しやすい環境を醸成している。

・計画年次有給休暇推進月（1 月、5 月、8 月）の設定
・人事担当から取得状況を定期的に確認し、個別に取得を促す

③ 育児休業取得

岡山県貨物運送の育児休業取得率は、女性は 100%（2022 年度・2021 年度）、男性は 8.3%（2022 年度）、0%（2021 年度）である。男性の育児休業取得率を向上させるために、下記施策などに取り組んでいる。

・各拠点の上司や人事担当から育児休業取得の継続的呼びかけ
・育児休業取得推進のための発信、社内パンフレットの作成
・社内制度の周知徹底
・子供出産前の事前面談によるフォロー

④ 障害者の法定雇用

岡山県貨物運送の障害者の法定雇用率は、1.9%（2022年度）である。雇用率を高めるために、下記施策などに取り組んでいる。今後、2024～2025年度に2.5%、2026年度以降は2.7%まで高めるために継続した活動を行っていく。

・障害者雇用方針の策定、管理、指導
・障害者雇用ノウハウの積上げ
・障害のある人が長く働ける職場作り
・支援学校への訪問
・ハローワークの説明会への参加
・職場体験の場の提供

2-6. 安全への取り組み

岡山県貨物運送株式会社及び傘下運輸関係会社は、2006年10月1日に施行された改正貨物自動車運送事業法に基づき、『安全管理規程』を制定するとともに、『安全統括管理者』を選任し、経営理念「社是三則」・企業行動規範「はこびの道」から導かれた安全方針のもと、社長以下全社員が一丸となって取り組んでいる。重大事故の絶無のため、事故防止委員会を年2回本社で開催するほか各拠点での安全会を随時実施、居眠り運転の根絶や車輪止めの徹底等のルール厳守と模範運転の励行、厳正な対面点呼とアルコールチェックの徹底、確実な日常と定期点検の実施などを行っている。

社長コミットメントとして設定している2023年度運輸安全マネジメント事故防止目標は以下のとおりである。

<2023 年度運輸安全マネジメント事故防止目標>

2023 年度運輸安全マネジメント事故防止目標 (期間:2023 年 4 月 1 日~2024 年 3 月 31 日)	
《社長コミットメント》	
指 針	「基本の徹底」と「決め事の厳守」を再確認するとともに、「輸送の安全は経営の根幹」であることを全従業員が再認識し、安全運行の体制づくりに積極的にに関わり、事故を起こさない会社風土の醸成と構築を再度決意し実行する。
具体的 目 標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 重大事故(大臣報告事故)の絶無 2. <u>責任事故は30件以下</u> 3. <u>追突事故の根絶と後退時の事故は10件以下</u> <ol style="list-style-type: none"> 1) 「ゼロ1、ゼロ2、ゼロ3」の実践と居眠り運転の根絶 2) <u>構内では降車確認により後退時の事故の削減</u> 4. 基本の徹底と決め事の厳守 <ol style="list-style-type: none"> 1) 車輪止めの徹底等のルール厳守と模範運転の励行 2) 「安全運転3原則」、「安全確認4ポイント」及び「安全運転指差呼称10ヵ条」の実践 5. 厳正、確実な点呼の実施と記録 <ol style="list-style-type: none"> 1) 安全確保のための<u>厳正な対面点呼とアルコールチェックの徹底</u> 2) <u>運転者の適性検査結果に基づく個別指示・指導の実施及び確実な記録保存</u> 6. 働き方改革の推進 <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>新「自動車運転者の労働時間等の改善基準告示」の先取りの推進</u> 7. 適正な車両管理 <ol style="list-style-type: none"> 1) 確実な日常点検と定期点検の実施 2) 車両5Sの徹底 8. 「輸送の安全確保」に関するPDCAの展開 <ol style="list-style-type: none"> 1) 「安全会」の充実と「決め事の遵守」の徹底 2) ヒヤリ・ハットの情報収集と積極的な活用 9. 新型コロナウイルス感染防止の継続と運転者の健康管理の徹底(SAS検査の徹底及び健康起因事故の防止)

2-7. その他の取り組み

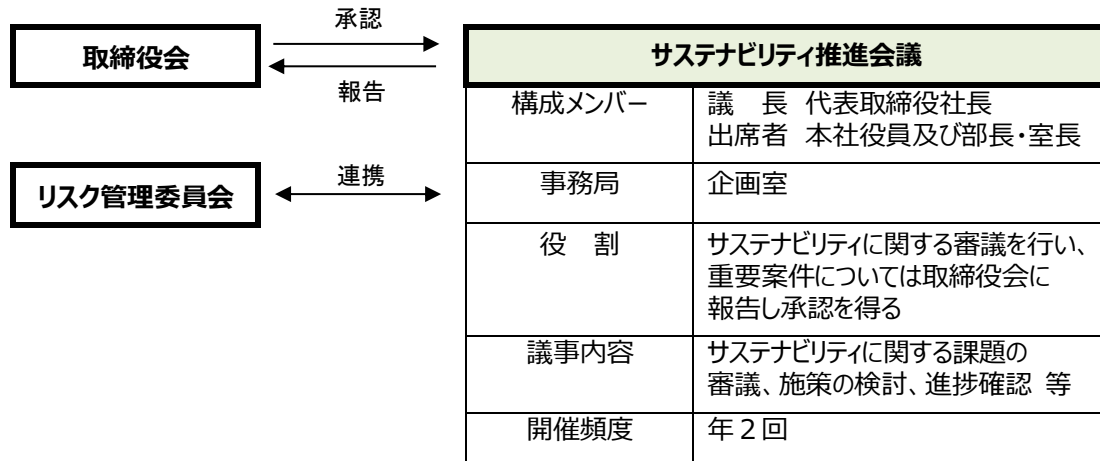
(1) サステナビリティ推進会議設置

岡山県貨物運送グループでは、2023 年に気候変動を含むサステナビリティ全般に関する事項について検討する機関として「サステナビリティ推進会議」(年 2 回開催)を設置している。サステナビリティ推進会議は代表取締役社長が議長を務め、本社役員及び部長・室長にて構成されている。

サステナビリティ推進会議では、気候変動などの環境課題、人的資本・多様性、その他サステナビリティに関する事項を審議し、関連するリスクの識別・評価についてはリスク管理委員会と連携して対応する。重要案件については取締役会へ報告し、承認を得ることとしている。

取締役会は、サステナビリティを経営上の重要な戦略として、サステナビリティ推進会議が決定する事項の進捗等について監督を行うこととしている。

＜気候変動を含むサステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理体制図＞



(2) ISO9001 認証取得

岡山県貨物運送では、市場からの対応及び顧客に提供するサービスの向上と、品質保証体制の確立を目指し、国際規格であるISO9001 認証を取得している。

ISO9001 認証を継続するために、安全会による専門知識の共有、メーカーの勉強会への参加など社員教育を随時実施している。

審査登録機関	高圧ガス保安協会
取得事業所	大阪主管支店 兵庫県尼崎市西高須町 30 番 1 号
適用規格	ISO 9001 : 2015 JIS Q 9001 : 2015
登録番号	01 QR・525
製品/サービスの範囲	医薬品保冷輸送サービス



3. UNEP FI のインパクト分析及びインパクト特定の概要

本ファイナンスでは、UNEP FI のインパクト分析ツールを用いて、岡山県貨物運送の道路貨物運送業を中心に、インパクト分析を実施した。その結果、ポジティブ・インパクト（PI）として「雇用」「移動手段」「包摂的で健全な経済」が、またネガティブ・インパクト（NI）として「保健・衛生」「雇用」「大気」「土壌」「生物多様性と生態系サービス」「資源効率・安全性」「気候」「廃棄物」がそれぞれ抽出された。

インパクトのうち、同社の主軸事業は貨物運送業であり人の移動手段を提供していないこと、また土地の開発等を行っておらず、土壌汚染に繋がるような物質の排出はないことから、「移動手段」（PI）、「土壌」（NI）、「生物多様性と生態系サービス」（NI）と同社の事業は関連がないと判断し、インパクトから削除した。同社の医薬品専用便などの事業活動及び健康経営優良法人認定の取得等を鑑み、「保健・衛生」（PI）を追加した。

また、「大気」（NI）、「資源効率・安全性」（NI）については、低公害車の導入などの取り組みによってネガティブ・インパクトが十分に抑制されていること、「廃棄物」（NI）については、家電リサイクル法の指定引き取り場所 15カ所を維持していることなどの取り組みによってネガティブ・インパクトが十分に抑制されていることから、KPI の設定は行わない。最終的なインパクト領域は以下の通りとなった。

		PI : ポジティブ・インパクト		NI : ネガティブ・インパクト	
		道路貨物運送業			
インパクト領域	業種	デフォルト		修正後	
		PI	NI	PI	NI
水					
食糧					
住居					
保健・衛生			●	●	●
教育					
雇用		●	●	●	●
エネルギー					
移動手段		●			
情報					
文化・伝統					
人格と人の安全保障					
正義					
強固な制度・平和・安全					
水					
大気			●		●
土壌			●		
生物多様性と生態系サービス			●		
資源効率・安全性			●		●
気候			●		●
廃棄物			●		●
包摂的で健全な経済		●		●	
経済収束					
その他					



4. 設定・測定する KPI と SDGs との関連性

本ファイナンスでは、上記の分析によるインパクト特定及びサステナビリティ活動に関する取り組みを踏まえ、7 項目のインパクトが特定され、以下のとおり KPI が設定されている。

・本ファイナンスにおけるインパクト項目と関連する取り組み内容（サマリー）

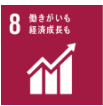

	特定されたインパクト領域	主な取り組み内容	関連する SDGs
(1)	保健・衛生 (ポジティブ)	・厳格な温度管理による医薬品の輸送の提供	 
(2)	雇用 包摂的で健全な経済 (ポジティブ)	・ダイバーシティの推進 ・子育て支援の取り組み	 
(3)	保健・衛生 (ネガティブ)	・交通事故の発生を減少	
(4)	雇用 (ネガティブ)	・有給休暇取得日数の増加	
(5)	気候 (ネガティブ)	・CO2 排出量の削減	  

<ポジティブ・インパクト>
(1) 保健・衛生

インパクト領域	保健・衛生	
ポジティブ/ネガティブ	ポジティブ	
関連する取り組み	厳格な温度管理による医薬品の輸送の提供	
KPI (目標・指標)	当社単体の ISO9001 認証を継続。	
関連する SDGs	<p>3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。</p> <p>8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。</p>	 


(2) 雇用、包摂的で健全な経済

インパクト領域	雇用 包摂的で健全な経済	
ポジティブ/ネガティブ	ポジティブ	
関連する取り組み	ダイバーシティの推進 子育て支援の取り組み	
KPI (目標・指標)	<ul style="list-style-type: none"> ・2028 年度までに、当社単体の女性の従業員数を 290 名へ増員。 (2023 年 3 月時点 女性従業員数 270 名) ・2028 年度までに、当社単体の女性の管理職比率を 20.0%へ増加。 (2020 年度 1.9%、2021 年度 1.9%、2022 年度 2.5%、) ・当社単体の障害者の法定雇用率について、2024~2025 年度は 2.5%、2026 年度以降は 2.7%を維持。 (2022 年度 1.9%) ・2028 年度までに、当社単体の育児休業取得率を男性 50%、女性 100%へ増加。 (2020 年度 男性 0%、女性 100% 2021 年度 男性 0%、女性 100% 2022 年度 男性 8.3%、女性 100%) 	

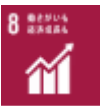
関連する SDGs	<p>8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p> <p>10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p>	 
------------------	--	--

<ネガティブ・インパクト>

(3) 保健・衛生




インパクト領域	保健・衛生	
ポジティブ/ネガティブ	ネガティブ	
関連する取り組み	当社グループの交通事故（重大事故※国土交通大臣報告事故）の発生減少 ※重大事故：自動車事故報告規制（1951年運輸省令第104号）第2条に規定する事故	
KPI（目標・指標）	当社グループの重大事故（大臣報告事故）発生件数について、重大事故のうち当方の過失割合が30%以上の責任事故の発生件数0件。 （2020年度 責任事故0件、被害事故2件、 2021年度 責任事故1件、被害事故0件、 2022年度 責任事故0件、被害事故2件）	
関連する SDGs	3.6 2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。	

(4) 雇用

インパクト領域	雇用	
ポジティブ/ネガティブ	ネガティブ	
関連する取り組み	有給休暇取得日数の増加	
KPI（目標・指標）	2028 年度までに、当社単体の平均有給休暇取得日数を10日以上へ増加。 （2020年度 9日、2021年度 9日、2022年度 8日）	
関連する SDGs	8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状	

	態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
--	--	--

(5) 気候

インパクト領域	気候	
ポジティブ/ネガティブ	ネガティブ	
関連する取り組み	CO2 排出量の削減	
KPI (目標・指標)	2030 年までに、当社グループの Scope1・2 の CO2 排出量を 2019 年度比 20%削減。 (2019 年度 CO2 排出量 71,354 t)	
関連する SDGs	7.1 2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。 11.6 2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	  

5. サステナビリティ管理体制

岡山県貨物運送では、本ファイナンスを取り組むにあたり、原田代表取締役社長を責任者とし、自社の事業活動とインパクトレーダーとの関連性について検討を行った。

本ファイナンス実行後から返済期限までの間においても、管理責任者の湯浅執行役員及び企画室を中心に KPI の達成を図っていく。

最高責任者	原田代表取締役社長
管理責任者	湯浅執行役員
担当部署	企画室

6. モニタリング方針

中国銀行は、岡山県貨物運送及び岡山県貨物運送グループの事業活動から意図されたポジティブ・インパクトが継続して生じていることや重大なネガティブ・インパクトが引続き適切に回避・低減されていることにつき少なくとも年に 1 回以上継続的にモニタリングを行う。なお、各 KPI に係る目標については、本ポジティブ・インパクト評価に

基づくファイナンスの契約期間後の目標年度までの施策や、契約期間中に目標年度が到来した場合の後続目標の設定状況等についても確認を行う。

モニタリングの結果、岡山県貨物運送及び岡山県貨物運送グループのサステナビリティ活動に重大な影響を与える事象（岡山県貨物運送及び岡山県貨物運送グループのサステナビリティ方針・推進体制の変更、マテリアリティの変更、異常気象の発生や規制の追加等外部環境の重大な変化等）が認められ、本ポジティブ・インパクト評価で特定されたインパクトに変更が生じた場合、あるいは当該インパクトに係る目標・KPI に変更が生じた場合、中国銀行は本ポジティブ・インパクト評価の内容について更新を行う。

7. 総合評価

本ファイナンスは、UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資であり、岡山県貨物運送は、上記評価の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。

以上